

『引っ越し』のとき、お子様(小・中学生)の転校の手続きは、どうする？

【鳥栖市から市外へ転出する場合】



1 引越しの時期などが決まったら

- (1) 現在通っている鳥栖市内の学校に、いつ頃、どこに、引っ越すのかお伝えください。
- (2) 引越し先の学校（学校が不明の場合には、引越し先の教育委員会に確認してください）に、いつ頃、どこに、引っ越すのか、また、お子様の情報(氏名、性別、生年月日や現在の学校名、特別支援等に関する情報など)をお伝えください。

2 市役所での転出の手続き

- (1) 市民課（1階）で住民異動（転出）の手続を行います。
- (2) 教育委員会学校教育課（3階）へお越しください。学校の転出手続きを行います。転居先でお子様が通う学校名もお尋ねします。

手続き後、「転学通知書」は教育委員会から転出する学校へ送ります。

※なお、区域外就学等が必要な場合には、その手続きも行います。

☆マイナポータル（オンライン）で転出手続きをされた場合、2の(1)(2)は不要です。ただし、区域外就学等の申請が必要な場合は、市役所3階の教育委員会学校教育課に来ていただく必要があります。

3 その後の手続き

- (1) 現在通っている学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。（転出先の学校に提出する書類です）
- (2) 転出先の教育委員会及び学校へ連絡し、その案内に従って転校の手続を行ってください。